

令和元年度 市町村等公営企業決算の概要

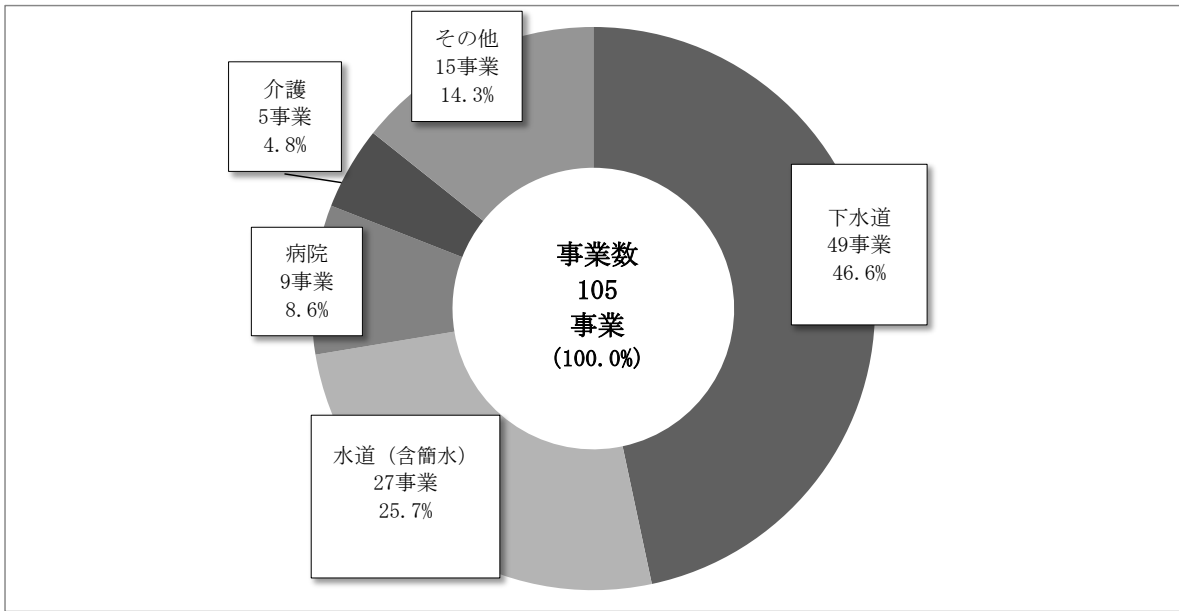
令和2年12月15日
京都府総務部自治振興課
(税財政係 075-414-4454)

京都市を除く府内14市11町村2一部事務組合の令和元年度公営企業決算は以下のとおりです。

1 事業数

事業数は、令和元年度末現在105事業で、簡易水道事業（京丹後市）の統合及び宅地造成事業（城陽市）の廃止により、前年度に比べ2事業減少している。
事業別に見ると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。
なお、過去5年の推移をみると、平成27年度の事業数と比較して12事業、10.3%減少となっている。
全国的に法適用企業への移行が進められていることから、京都府としても今後も法非適用企業から法適用企業への移行が増加する見込みである。

地方公営企業の事業数の状況



(令和元年度末)

地方公営企業の事業数の推移

(単位：事業)

事業	年度					対前年度比較		(参考) 対平成27年度比較		R1 法適用企業数	R1 法非適用企業数
	H27	H28	H29	H30	R1	増減数 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減数 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)		
	(A)			(B)	(C)						
水道 (含簡水)	36	35	32	28	27	▲ 1	▲ 3.6	▲ 9	▲ 25.0	21	6
病院	9	9	9	9	9	0	0.0	0	0.0	9	-
介護	5	5	5	5	5	0	0.0	0	-	1	4
下水道	50	50	49	49	49	0	0.0	▲ 1	▲ 2.0	25	24
その他	17	17	17	16	15	▲ 1	▲ 6.3	▲ 2	▲ 11.8	-	15
合計	117	116	112	107	105	▲ 2	▲ 1.9	▲ 12	▲ 10.3	56	49

※ 法適用企業 地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っている。
※ 法非適用企業 地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場事業整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っている。

市町村別事業数一覧

■事業数の増減

増 法非適用9事業の法適用化:綾部市(公共下水、農集排水、特地下水)、
 亀岡市(特環下水、農集排水、小排下水)、
 宇治田原町(公共下水、個排下水)、精華町(公共下水)

減 簡易水道の統合による1事業廃止:京丹後市(簡易水道)
 法非適用1事業廃止:城陽市(宅地造成(宅造))
 法非適用9事業の法適用化:綾部市(公共下水、農集排水、特地下水)、
 亀岡市(特環下水、農集排水、小排下水)、
 宇治田原町(公共下水、個排下水)、精華町(公共下水)

(単位:事業)

団体名	法適用					法非適用										合計	
	上水道	ガス	病院	介護	下水道	計	簡易水道	電気	港湾	市場	と畜	宅地造成	駐車場	介護	下水道		計
福知山市	1		1		2	4				1	1	1			2	5	9
舞鶴市	1		1		5	7			1				1			2	9
綾部市	1		1		3	5	1					1	1			3	8
宇治市	1				1	2							1			1	3
宮津市	1					1						1	1		1	3	4
亀岡市	1		1		4	6											6
城陽市	1				1	2											2
向日市	1					1									1	1	2
長岡京市	1				1	2							1			1	3
八幡市	1				1	2							1			1	3
京田辺市	1				2	3											3
京丹後市	1		1			2		1				1		1	5	8	10
南丹市	1					1									3	3	4
木津川市	1				1	2							1			1	3
大山崎町	1					1									1	1	2
久御山町	1				1	2											2
井手町	1					1	1								1	2	3
宇治田原町	1				2	3											3
笠置町							1									1	1
和束町							1							1	1	3	3
精華町	1		1		1	3											3
南山城村							1									1	1
京丹波町	1		1			2								1	5	6	8
伊根町							1							1	1	3	3
与謝野町	1					1									3	3	4
南丹病院組合			1			1											1
山城病院組合			1	1		2											2
合計(R1)	21	0	9	1	25	56	6	1	1	1	1	4	7	4	24	49	105
合計(H30)	21	0	9	1	16	47	7	1	1	1	1	5	7	4	33	60	107
差引(増減)	0	0	0	0	9	9	▲1	0	0	0	0	▲1	0	0	▲9	▲11	▲2

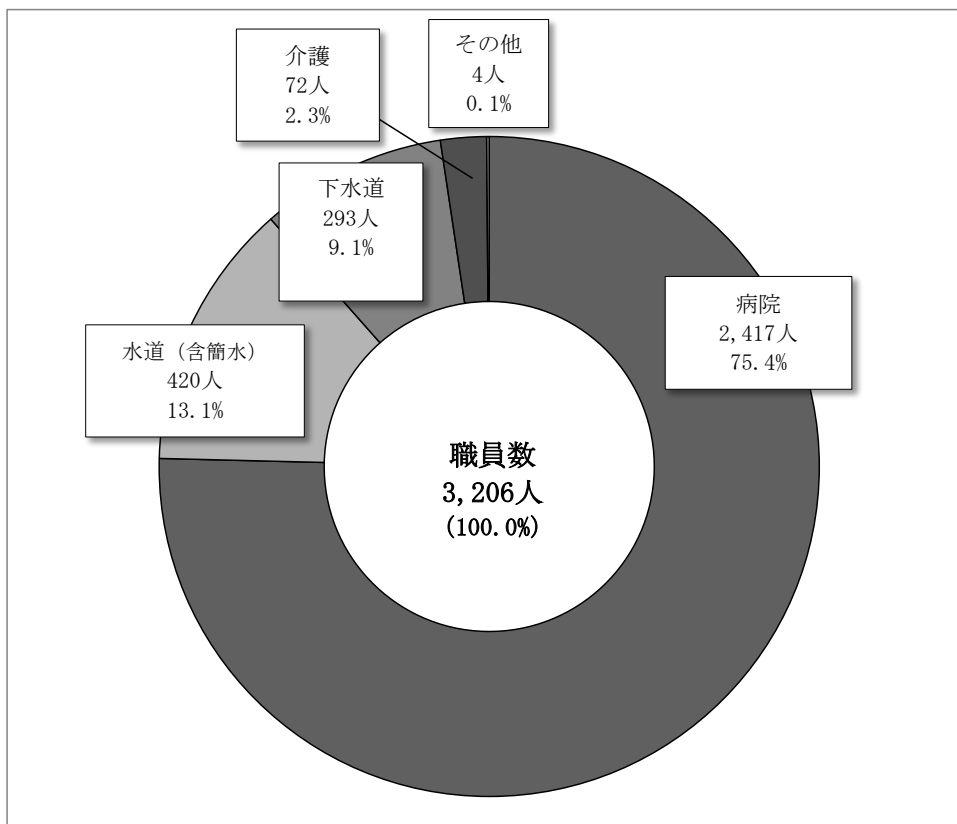
(注) 一部事務組合による病院事業の構成市町村は以下のとおり

南丹病院組合: 亀岡市、南丹市、京丹波町 山城病院組合: 木津川市、笠置町、和束町、南山城村

2 職員数

職員数は、令和元年度末現在3,206人で、前年度末に比べ、46人、1.5%増加している。
 増加要因となっている病院事業においては、一部病院の診療時間の延長への対応などにより、医療従事者の数が増加している。
 事業別にみると、病院事業の職員数が最も多く、次いで水道事業、下水道事業、介護事業となっている。
 なお、過去5年間の推移をみると、平成27年度職員数と比較して112人、3.6%の増加となっている。

地方公営企業の職員数の概要



(令和元年度末)

地方公営企業の職員数の推移

(単位：事業、%)

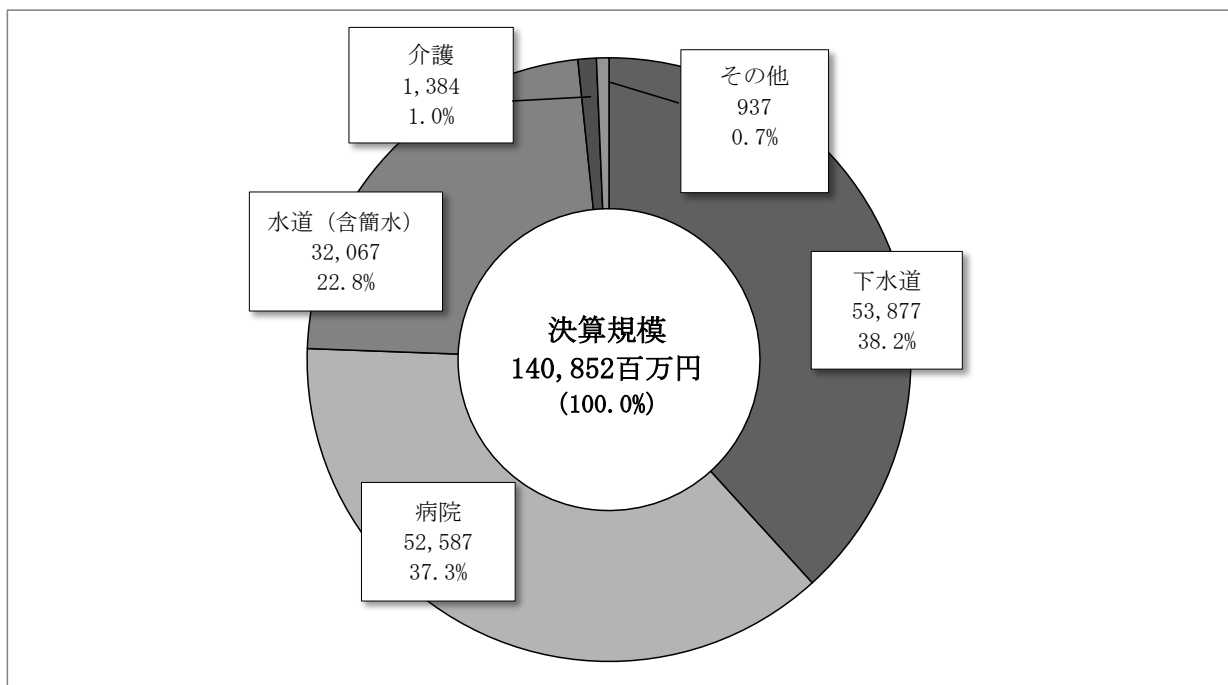
年度 事業	H27	H28	H29	H30	R1	対前年度比較		対平成27年度比較 (参考)	
	(A)			(B)	(C)	増減数 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減数 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)
水道（含簡水）	462	442	435	443	420	▲ 23	▲ 5.2	▲ 42	▲ 9.1
病院	2,180	2,273	2,328	2,347	2,417	70	3.0	237	10.9
介護	155	75	75	74	72	▲ 2	▲ 2.7	▲ 83	▲ 53.5
下水道	293	284	283	295	293	▲ 2	▲ 0.7	0	0.0
その他	4	3	3	1	4	3	300.0	0	0.0
合計	3,094	3,077	3,124	3,160	3,206	46	1.5	112	3.6

3 決算規模

決算規模は、1,408億52百万円で、前年度に比べ、全体で42億50百万円減少している。
 主な減少理由は、下水道事業の整備が進んだことによる建設改良費の減少、法非適用企業の法適化による打ち切り決算に伴う総費用の減少によるもの。
 決算規模を事業別にみると、下水道事業が最も大きく、次いで病院事業となっている。
 なお、過去5年間の推移を見ると、平成27年度の決算規模と比較して全体で50億60百万円、3.5%の減少となっている。
 これは、上水事業・下水道事業の整備が進んだことによる建設改良費の減少、宅地造成事業の閉鎖に伴う資本的支出の減少などの要因による、決算規模が減少によるもの。

地方公営企業の決算規模の状況

(単位：百万円、%)



(令和元年度末)

地方公営企業の決算規模の推移

(単位：百万円、%)

事業	年度	H27 (A)	H28	H29	H30	R1 (C)	対前年度比較		(参考) 対平成27年度比較	
							増減額 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減額 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)
水道 (含簡水)		34,551	36,075	34,632	31,300	32,067	767	2.5	▲ 2,484	▲ 7.2
病院		48,688	50,557	52,827	52,639	52,587	▲ 52	▲ 0.1	3,899	8.0
介護		1,317	1,308	1,314	1,318	1,384	66	5.0	67	5.1
下水道		54,829	52,021	53,801	58,509	53,877	▲ 4,632	▲ 7.9	▲ 952	▲ 1.7
その他		6,527	3,572	4,105	1,336	937	▲ 399	▲ 29.9	▲ 5,590	▲ 85.6
合計		145,912	143,533	146,679	145,102	140,852	▲ 4,250	▲ 2.9	▲ 5,060	▲ 3.5

(注) 決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用企業：総費用 (税込み) - 減価償却費 + 資本的支出

法非適用企業：総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

4 全体の経営状況

公営企業全体の総収支は、40億14百万円の黒字で、前年度に比べ26億79百万円、200.7%増加している。
 主な増加理由は、病院事業において一部病院に過年度経理の訂正による大幅な特別利益の増があったこと、外来患者、医師の増などを要因とする医業収益の増があったことがあげられる。

全体の経営状況（事業別総収支額）

（単位：百万円、%）

区分 年度 事業	法適用事業			法非適用事業			合 計			
	H30	R1	増減額	H30	R1	増減額	H30	R1	増減額	増減率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(C)	(D)	(D) - (C)	(E)	(F)	(F) - (E)	((F) - (E)) / (E)
水道（含簡水）	881	1,221	340	217	34	▲ 183	1,098	1,255	157	14.3
病 院	▲ 661	1,461	2,122	-	-	-	▲ 661	1,461	2,122	321.0
介 護	▲ 7	▲ 14	▲ 7	50	23	▲ 27	43	9	▲ 34	▲ 79.1
下 水 道	953	1,046	93	464	771	307	1,417	1,817	400	28.2
そ の 他	-	-	-	▲ 562	▲ 528	34	▲ 562	▲ 528	34	▲ 6.0
合 計	1,166	3,714	2,548	169	300	131	1,335	4,014	2,679	200.7

（注）黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

地方公営企業の経営状況（事業別総収支額）の推移

（単位：百万円、%）

区分 年度 事業	H27 (A)	H28	H29	H30 (B)	R1 (C)	対前年度比較		(参考) 対平成27年度比較	
						増減額 (C) - (B)	増減率 ((C) - (B)) / (B)	増減額 (C) - (A)	増減率 ((C) - (A)) / (A)
						水道（含簡水）	1,332	2,513	1,705
うち法適用	1,151	1,296	1,454	881	1,221	340	38.6	70	6.1
病 院	77	▲ 1,808	185	▲ 661	1,461	2,122	321.0	1,384	1,797.4
うち法適用	77	▲ 1,808	185	▲ 661	1,461	2,122	321.0	1,384	1,797.4
介 護	10	6	17	43	9	▲ 34	▲ 79	▲ 1	10.0
うち法適用	5	1	3	▲ 7	▲ 14	▲ 7	100.0	▲ 19	▲ 380.0
下 水 道	298	1,112	1,304	1,417	1,817	400	28.2	1,519	509.7
うち法適用	▲ 15	353	822	953	1,046	93	9.8	1,061	7,073.3
そ の 他	▲ 690	▲ 525	▲ 536	▲ 562	▲ 528	34	▲ 6.0	162	23.5
うち法適用	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
合 計	1,027	1,298	2,675	1,335	4,014	2,679	200.7	2,987	290.8
うち法適用	1,218	▲ 158	2,464	1,166	3,714	2,548	▲ 218.5	2,496	204.9

（注）黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

令和元年度 市町村等公営企業決算の概要

■法適用事業

(単位：百万円)

	上水道	病院	下水道	介護
福知山市	1	1,570	315	
舞鶴市	161	27	80	
綾部市	145	1	▲55	
宇治市	173		17	
宮津市	▲28			
亀岡市	134	187	402	
城陽市	310		313	
向日市	204			
長岡京市	146		61	
八幡市	▲8		6	
京田辺市	8		1	
京丹後市	▲164	▲275		
南丹市	61			
木津川市	63		28	
大山崎町	▲17			
久御山町	▲22		28	
井手町	18			
宇治田原町	27		2	
笠置町				
和束町				
精華町	▲16	▲18	▲152	
南山城村				
京丹波町	21	▲63		
伊根町				
与謝野町	4			
南丹病院組合		28		
山城病院組合		4		▲14

(注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

■法非適用事業

(単位：百万円)

	簡易水道	下水道	電気	港湾	市場	と畜	介護	宅地造成	駐車場
福知山市		38			0	0		▲486	
舞鶴市				0					20
綾部市	22							0	0
宇治市									0
宮津市		0						▲142	0
亀岡市									
城陽市									
向日市		19							
長岡京市									11
八幡市									1
京田辺市									
京丹後市		501	17				20	51	
南丹市		189							
木津川市									0
大山崎町		8							
久御山町									
井手町	4	14							
宇治田原町									
笠置町	1								
和束町	5	2					0		
精華町									
南山城村	2								
京丹波町		0					1		
伊根町	0	0					2		
与謝野町		0							

(注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

事業別赤字事業数、黒字事業数一覧

(単位：事業数)

		H30年度(A)		R1年度(B)		増減額(B)-(A)		備 考
		黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	
法適用	上水道	13	8	15	6	2	▲ 2	
	病院	6	3	6	3	0	0	
	介護		1		1	0	0	
	下水道	13	3	19	6	6	3	9事業が法適化により増加
	小計	32	15	40	16	8	1	
法非適用	簡易水道	7		6		▲ 1	0	1事業が統合により事業廃止
	電気	1		1		0	0	
	港湾	1		1		0	0	
	市場	1		1		0	0	
	と畜	1		1		0	0	
	宅地造成	3	2	2	2	▲ 1	0	1事業が事業廃止
	駐車場	7		7		0	0	
	介護	4		4		0	0	
	下水道	31	2	23	1	▲ 8	▲ 1	9事業が法適化により減少
	小計	56	4	46	3	▲ 10	▲ 1	
合計	88	19	86	19	▲ 2	0		

(注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金を含む

■ 黒字事業数：86事業 (H30年度：88事業)

■ 赤字事業数：19事業 (H30年度：19事業)

- ・ 上水道(6事業)：宮津市、八幡市、京丹後市、大山崎町、久御山町、精華町
- ・ 病院(3事業)：京丹後市、精華町、京丹波町
- ・ 介護(1事業)：山城病院
- ・ 公共下水(2事業)：宮津市、精華町
- ・ 農集排水(2事業)：綾部市、亀岡市
- ・ 小排下水(1事業)：亀岡市
- ・ 特地下水(1事業)：綾部市
- ・ 個排下水(1事業)：宇治田原町
- ・ 宅地造成(2事業)：福知山市、宮津市

5 財政健全化法に係る資金不足比率の状況

財政健全化法の施行により、地方公営企業の財政状況を「資金不足比率」で判断するとされており、財政健全化法で定める国の基準値である20%を越えた場合、経営健全化団体となる。

令和元年度は資金不足比率が20%を超過した公営企業はなかった。

京丹後市(病院事業 6.9%)と宮津市(公共下水事業 0.0%)は資金不足比率が発生している。

(注) 資金不足比率の算出方法は以下のとおり

①法適用企業の場合・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額 = (流動負債 + 建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額

②法非適用企業の場合・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額 = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳出額) - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額

■ 解消可能資金不足額を控除しない場合、資金不足額が生じているのは下記7事業である。

- ・ 下水道事業(法適用3事業)：城陽市(公共下水事業)、精華町(公共下水事業)
亀岡市(小規模集合排水処理事業)
- ・ 下水道事業(法非適用1事業)：宮津市(公共下水事業)
- ・ 宅地造成事業(法非適用2事業)：福知山市、宮津市
- ・ 病院事業(法適用1事業)：京丹後市

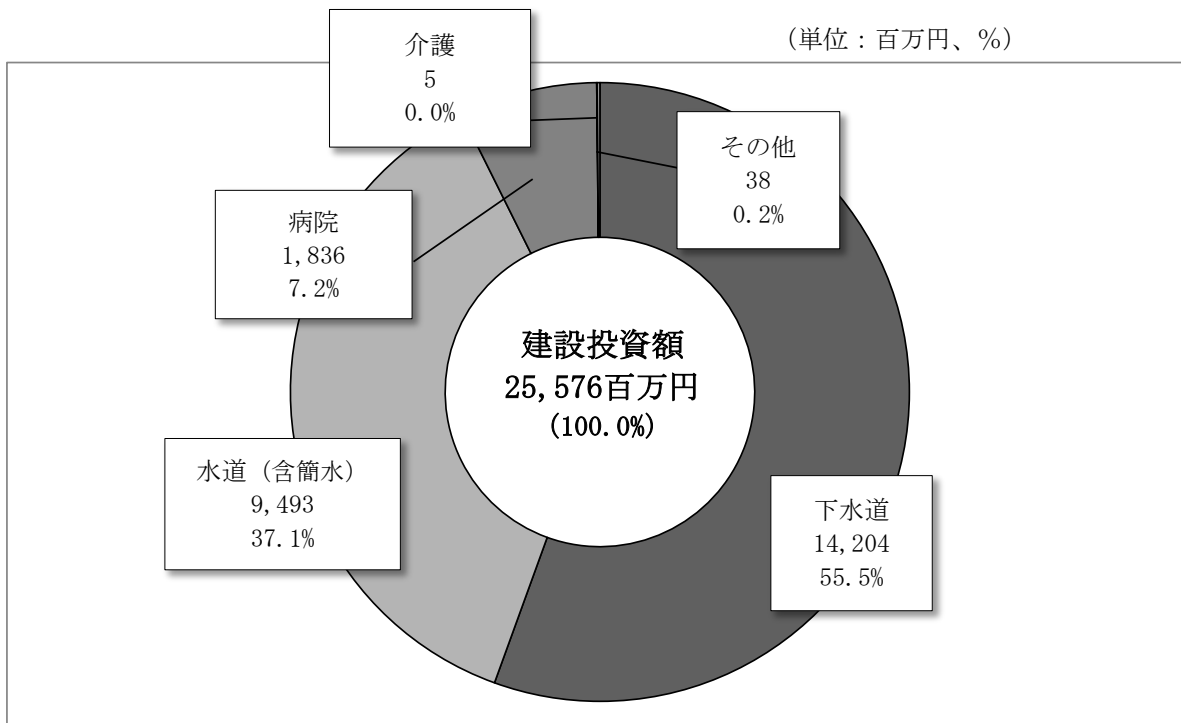
※計算方法は以下のとおり

- ・ 法適用企業の場合・・・流動資産 - 流動負債
- ・ 法非適用企業・・・実質収支(収入額 - 支出額 - 翌年度繰越額)

6 建設投資額

建設投資額は、255億76百万円で、前年度に比べ16億33百万円、6.0%減少している。
 主な減少理由としては、病院事業に係る病院改築整備（京丹後市）、放射線治療装置整備（福知山市）の終了や、下水道事業に係る管路の整備等の建設費用が減少したことなどがあげられる。
 建設投資額を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。
 なお、過去5年間の推移をみると、平成27年度の建設投資額と比較して、57億77百万円、18.4%減少となっている。
 主な減少理由としては、水道事業・下水道事業に係る管路整備が進んだこと、宅地造成事業などが事業を終了し廃止となったことなどがあげられる。

地方公営企業の建設投資額の状況



(令和元年度末)

地方公営企業の建設投資額の推移

(単位：百万円、%)

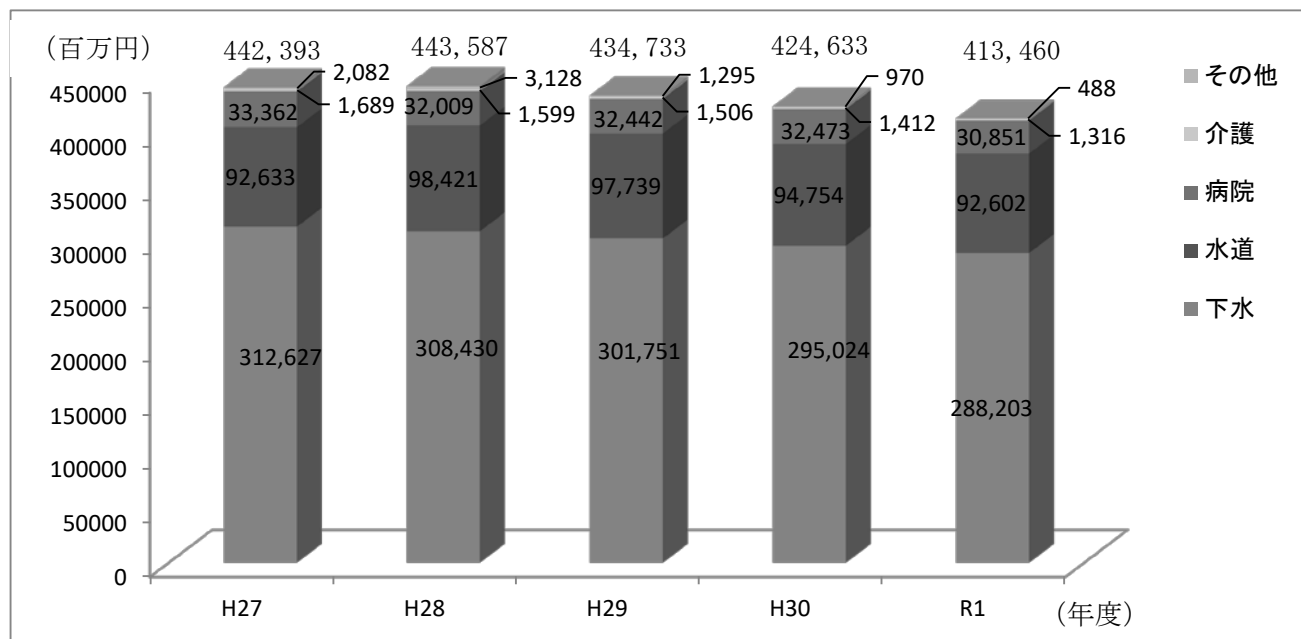
事業	年度	H27 (A)	H28	H29	H30 (B)	R1 (C)	対前年度比較		(参考) 対平成27年度比較	
							増減額 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減額 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)
水道 (含簡水)		12,087	13,139	11,097	8,096	9,493	▲ 1,397	17.3	▲ 2,594	▲ 21.5
病院		3,292	2,247	5,028	3,540	1,836	▲ 1,704	▲ 48.1	▲ 1,456	▲ 44.2
介護		0	0	4	6	5	▲ 1	▲ 16.7	5	-
下水道		15,340	12,948	14,177	15,482	14,204	▲ 1,278	▲ 8.3	▲ 1,136	▲ 7.4
その他		634	1,335	819	85	38	▲ 47	▲ 55.3	▲ 596	▲ 94.0
合計		31,353	29,669	31,125	27,209	25,576	▲ 1,633	▲ 6.0	▲ 5,777	▲ 18.4

(注) 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。

7 ア 企業債現在高

企業債現在高は、4,134億60百万円で、前年度に比べ111億73百万円減少している。
減少理由としては、水道及び下水道の元利償還が完了してきていることによる。
また、最近5ヵ年でみても、企業債残高は減少傾向である。
企業債残高を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

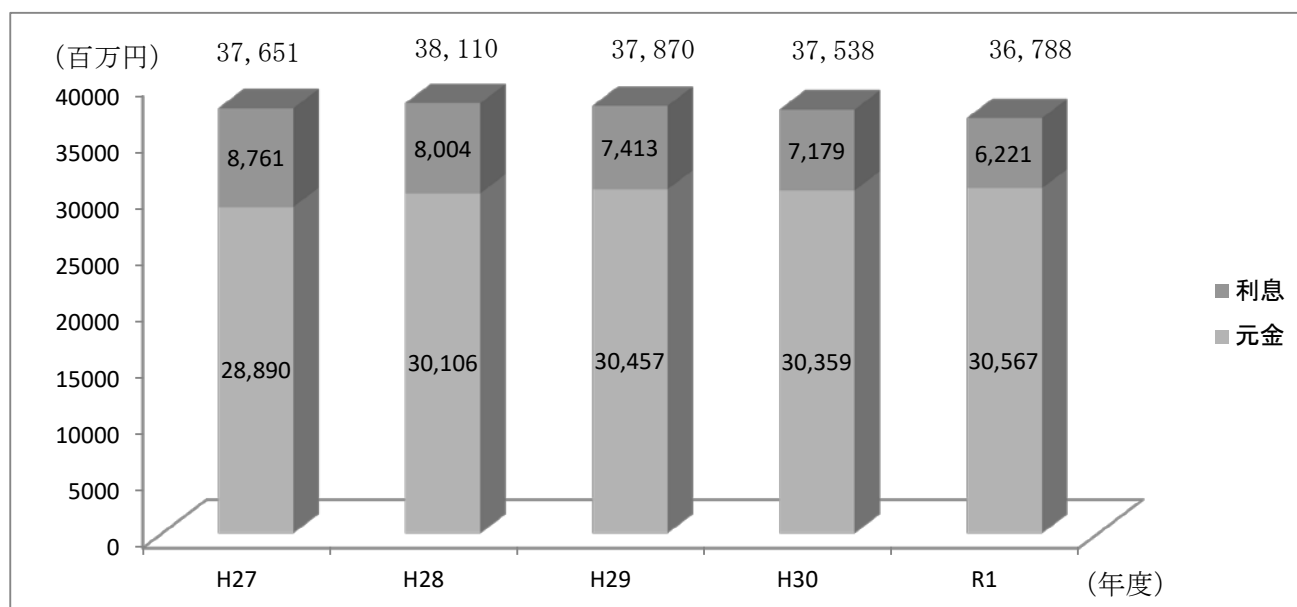
企業債事業別現在高の推移



イ 企業債元利償還金

企業債元利償還金は、367億88百万円で、前年度に比べ7億50百万円減少している。
元金償還が2億8百万円増加、利払いが9億58百万円減少している。
また、最近5ヵ年でみると、元金償還はほぼ横ばいとなっているが、利率の引き下げ等によりほぼ全ての事業において利払いが減少している。

元利償還金の推移



8 料金収入

料金収入は、849億58百万円で、前年度に比べ16億32百万円増加している。
 主な増加理由は、診療単価、患者数の増などにより、医業収益が増加したことによるもの。
 料金収入を事業別に見ると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業、介護事業となっている。
 なお、過去5年の推移をみると、年々増加している。
 主な増加理由として、医師数、患者数の増加による病院事業の収入の増加、料金改定等による水道事業、下水道事業の収入の増加が挙げられる。

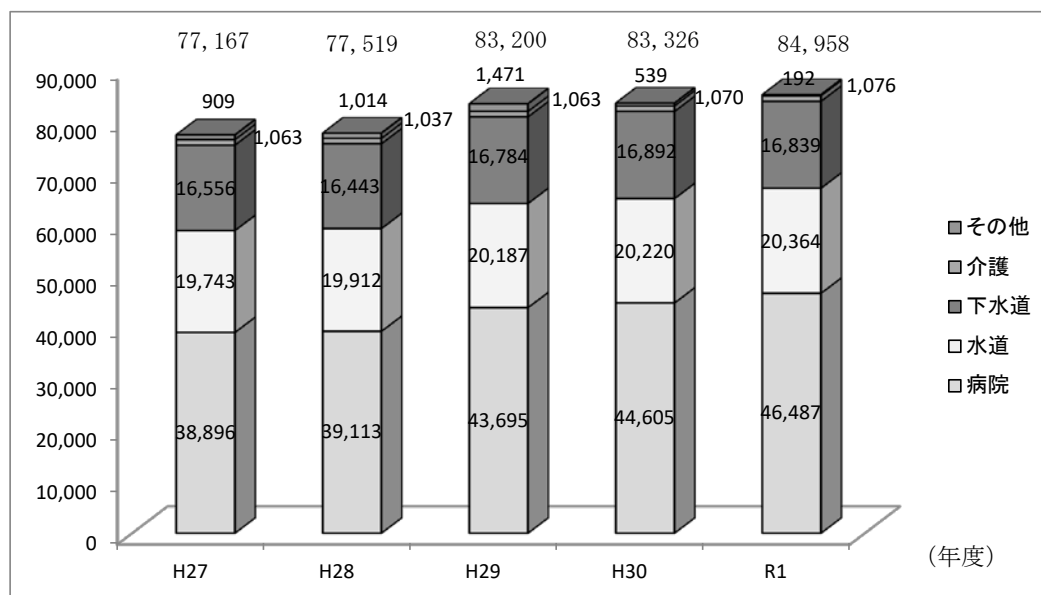
地方公営企業の料金収入の状況

(単位：百万円、%)

	H30年度(A)	R1年度(B)	増減額(B)-(A)	備考	
法適用	上水道	19,383	20,025	642	水道料金収入
	病院	44,605	46,487	1,882	医業収入(入院・外来)
	介護	468	466	▲ 2	介護サービス料金収入
	下水道	12,503	13,622	1,119	下水道料金収入
	小計	76,959	80,600	3,641	
法非適用	簡易水道	837	339	▲ 498	水道料金収入
	電気	45	47	2	売電料金収入
	港湾	0	0	0	施設使用料
	市場	0	0	0	市場使用料収入
	と畜	3	2	▲ 1	使用料収入
	宅地造成	376	33	▲ 343	土地売払収入
	駐車場	115	110	▲ 5	駐車場料金収入
	介護	602	610	8	介護サービス料金収入
	下水道	4,389	3,217	▲ 1,172	下水道料金収入
	小計	6,367	4,358	▲ 2,009	
合計	83,326	84,958	1,632		

地方公営企業の料金収入の推移

(単位：百万円、%)



9 他会計繰入金

他会計繰入金は、257億69百万円で、基準内繰入金が7億41百万円増加し、基準外繰入金が1億95百万円減少した結果、前年度に比べ、5億46百万円増加している。

増加理由としては、水道事業の災害対策としての管更新の増加による基準内繰入りの増加、病院事業の周産期医療に係る繰入金の増加などが挙げられる。

他会計繰入金を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院事業、水道事業となっており、いずれの事業でも基準外繰入金が発生している団体があり、料金収入のみでは事業費が捻出できていない状況である。

地方公営企業の他会計繰入金の状況

(単位：百万円)

車		H30年度(A)			R1年度(B)			増減額(B)-(A)		
		繰入金 合計	基準内 繰入金	基準外 繰入金	繰入金 合計	基準内 繰入金	基準外 繰入金	繰入金 合計	基準内 繰入金	基準外 繰入金
法 適 用	上水道	2,475	1,678	797	3,238	2,417	821	763	739	24
	病院	4,729	4,353	376	4,995	4,628	367	266	275	▲ 9
	介護	40	0	40	62	7	55	22	7	15
	下水道	8,239	5,867	2,372	10,655	7,252	3,403	2,416	1,385	1,031
	小計	15,483	11,898	3,585	18,950	14,304	4,646	3,467	2,406	1,061
法 非 適 用	簡易水道	779	552	227	380	311	69	▲ 399	▲ 241	▲ 158
	電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市場	1	0	1	11	3	8	10	3	7
	と畜	2	0	2	2	0	2	0	0	0
	宅地造成	1	0	1	2	0	2	1	0	1
	駐車場	9	2	7	22	2	20	13	0	13
	介護	116	0	116	109	0	109	▲ 7	0	▲ 7
	下水道	8,832	6,999	1,833	6,293	5,572	721	▲ 2,539	▲ 1,427	▲ 1,112
	小計	9,740	7,553	2,187	6,819	5,888	931	▲ 2,921	▲ 1,665	▲ 1,256
合計	25,223	19,451	5,772	25,769	20,192	5,577	546	741	▲ 195	

(注1) 「基準内繰入金」とは、総務省からの繰入基準に係る通知に基づいて一般会計等から繰入れたものを示す。

(注2) 「基準外繰入金」には、他会計繰入金のほか、他会計出資金、他会計補助金、他会計借入金が含まれる。

他会計繰入金の推移

